

医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、問診票またはマイナ保険証を使用して患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

- 初診時 1点
- 再診時（3ヶ月に1回に限り算定） 1点

正確な情報を取得・活用する為に、初めて受診される方や、再来の方で毎月最初の受診日には、マイナ保険証によるオンライン資格確認をご利用いただきますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。